

指定管理業務評価書

1 施設の名称等

(1) 公の施設の名称	津山市市営住宅等
(2) 指定管理者	所在地 津山市山北520番地
	名称 一般財団法人津山市都市整備公社
	代表者 理事長 植月 優
(3) 公の施設の所管部署	都市建設部管理課
(4) 評価対象期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

2 施設の利用状況(別紙)

(1) 利用者数等	
(2) 事業内容(自主事業等)	

3 収支の状況

(1) 収入 (指定管理者の収入)	総額	69,293	千円
	指定管理料	69,292	千円
	その他の収入	1	千円
(2) 支出 (指定管理者の収出)	総額	69,293	千円
	主な支出		
	人件費	14,385	千円
	需用費 (修繕費、消耗品費等)	38,465	千円
	役務費 (手数料、保険料等)	1,586	千円
	委託料	6,909	千円
	使用料及び賃借料	18	千円
	材料費	0	千円
	租税公課	2,100	千円
	管理負担金	5,830	千円

4 総合評価結果

(1) アンケート調査の概要	
(2) 指定管理者の自己評価	<p>指定管理者として、各種申請等の受付、明渡確認、住宅使用料の徴収及び修繕業務など、迅速かつ適正に対応した。また、町内からの要望や津山市から業務依頼のあった集会施設の改良など、住環境の整備にも努めた。</p> <p>入居者の安心安全な暮らしに主眼を置いた業務に努め、かつ、入居状況に即した管理台帳の整備、催告書の送付等による収納率向上に寄与したことにより、良好な業務であったと評価する。</p>
(3) 市の評価	<p>公営住宅法その他関係法令に基づき公平・公正な住宅管理業務に努めている。</p> <p>施設・設備の点検や修繕等、施設の維持管理業務は概ね適切に実施されている。また、入居者からの相談、苦情への迅速な対応に努めている点は評価できる。</p> <p>住宅使用料(家賃)の収納業務においても、毎週金曜日に夜間延長窓口を設ける等、収納率向上に向けた取り組みが継続されている。</p> <p>全般として、概ね適切な管理運営が実施されていると判断するが、さらなる収納率向上に向け、一層の取り組みが求められることから、今後とも市担当課と密に連携し、適切な業務遂行に心掛けられたい。</p>